平成 29 年度

都道府県医師会有床診療所担当理事連絡協議会

と き 平成30年3月9日(木)15:00~16:30

ところ 日本医師会館小講堂

[報告:常任理事 弘山 直滋]

挨拶

日本医師会長 横倉 義武 有床診療所の先生方 には日頃より地域医療の充実にご尽力賜り、お礼 申し上げる。今後の地域包括ケアシステム確立の 中では、有床診療所の活躍が期待されており、国 の政策の中でも大きく反映されている。各都道府 県では、地域医療構想を策定し、限られた医療資 源をより効果的・効率的に活用する医療提供体制 の構築が進められており、今回の診療報酬・介護 報酬改定の内容とともに、それに伴うさまざまな 問題点を厚労省と日医からそれぞれ説明する。

今回の同時改定は、医療と介護の垣根をできる だけ低くするということで、地域の住民の方が十 分な医療・介護を受けられる体制を作っていくと いうことでの改定になる。2025年が一つの目標 になっているが、団塊の世代の方が75歳以上に なる年に向けて、医療・介護を充分に受けられる 体制を整えていくことが、われわれ医療を担う 医師会の役割だと思う。今後の超高齢社会の医 療は、やはりかかりつけ医が中心となって、それ ぞれの地域医療体制をしっかりと作り上げていく 必要があり、その役割は地域医師会にあると思う ので、ご協力をよろしくお願いする。

議事

1. 地域包括ケアシステム構築のために必要な有 床診療所のあり方について

厚生労働省医政局地域医療計画課長 佐々木 健

地域包括ケアシステムにおける有床診療所の役 割は、かねてから少しずつは評価されてきたが、 今回は医療計画、地域医療構想の中での有床診療 所ということで、医療政策でも推進していくべく 舵を取った。

(1) 地域医療構想

医療介護総合確保推進法の成立により、既に

各都道府県で地域医療構想が策定されている。地 域医療構想は、二次医療圏単位で検討することが 原則であり、地域ごとに 2025 年に向けた病床機 能の分化と連携を進めることを話し合っていただ く。地域医療構想を進めていく上では、構想区域 ごとの地域医療構想調整会議が重要となり、都道 府県は毎年度、調整会議において合意した具体的 対応方針を取り纏めることとしている。その議論 の結果を支援していくために、地域医療介護総合 確保基金が用意されており、病床の機能分化や在 宅医療、人材確保に活用していただきたい。

(2) 地域包括ケアシステム構築のために必要な 有床診のあり方

高齢化の進展や病床の機能分化・連携により在 宅医療の需要は大きく増加する見込みであり、有 床診療所が果たす役割は大きい。また、病床機能 報告では、自院(有床診療所)の地域における役 割についても報告していただいているが、「緊急 時の対応」、「在宅・介護施設への受け渡し」、「在 宅医療の拠点」を選択されている結果があり、ま さにこれが地域包括ケアシステムを支えている役 割になる。

(3) 医療法施行規則の一部改正(有床診の病床 設置にかかる改正)

地域包括ケアシステムを推進する上で、有床診 療所の役割がより一層期待されることから、平成 30年4月1日から、病床設置が届出により可能 になる診療所の範囲等を見直すとともに、"届出 による病床設置の際の医療計画への記載を不要と する"改正がされた。その際、都道府県は医療審 議会の意見を聞くことと、地域の調整会議への出 席による必要な説明が求められる。

(4) 有床診等スプリンクラー等施設整備事業

平成25年に福岡市で発生した有床診療所の火 災事故を踏まえ、医療機関等の入院患者の安全

を確保するため、火災発生時の初期消火を行うスプリンクラー等の設置に対する支援を行う事業で、平成30年度も200億円を要求しているので、活用していただきたい。

日本医師会有床診療所委員会答申について 有床診療所委員会委員長/徳島県医師会長

齋藤 義郎

平成28・29年度の有床診療所委員会は、「次期 医療計画及び介護保険事業(支援)計画に向けた 有床診のあり方~医療及び介護の一体的推進に向 けて~」という会長諮問に対して昨年の12月19 日に横倉会長へ答申した。答申の内容は、地域包 括ケアシステムにおける有床診療所の役割、専門 医療、経営と事業承継について取り纏めている。

医療法施行規則の改正(届出による診療所病床 設置の要件緩和)が行われたが、有床診療所の新 規開設がスムーズに行われるためには、特例及び 改正の趣旨をよく理解することが重要である。

地域包括ケアシステムにおける有床診療所の 役割としては、病状の悪化により在宅での療養が 困難になった時の一時的入院、患者家族のレスパイトなどの一時的なお預かり(ショートステイ)、 在宅で最期を迎えることが困難な場合の看取りなどが期待できる。ケアマネージャーに対するアンケート調査によると、ショートステイが不足しており(ニーズがある)、今後、有床診療所の参入が進むよう、手続きの簡素化や施設基準の緩和を求めていく必要がある。また、地域住民やケアマネージャーに対して有床診療所を知ってもらう取組みも必要である。

さらに、有床診療所は専門医療としての役割も 持つ。眼科では、高齢者の白内障手術などは増え ているが、手術や入院を中止した病院眼科の代替 として、社会的弱者(高齢者、独居老人、通院困 難者など)に対し、地域医療サービスにおけるセー フティーネットの役割を果たしている。産婦人科 においては、全分娩の 45%が有床診療所で行わ れている。生活の一部として、自分の生活圏で出 産でき、ローリスク分娩を有床診療所で扱うこと で、高次医療機関はハイリスク分娩に集中できる ことになる。整形外科では、関節、脊椎疾患、リ ウマチ等、慢性疾患の手術や救急医療の初期治療 として外傷患者の受入れ、急性期病院を退院した 患者の受入れなどを行っている。さらに超高齢社 会においては、手術を要さない腰椎圧迫骨折など の受入れ、介護予防、ロコモ・フレイル予防に対 しても積極的なリハビリテーションに取り組むこ とが重要と考えている。

答申の中では、有床診療所の経営と今後の展望 についても書かれており、現在、有床診療所が地 域で果たしている役割・機能としては、内科・外 科系は在宅医療の拠点、在宅・介護施設への受け 渡し、終末期医療である。産婦人科・眼科・耳鼻 咽喉科は専門医療、整形外科は専門医療、在宅・ 介護施設への受け渡しが多いとされている。した がって、主とする診療科の違いによって有床診療 所の経営の方向性は異なってくるため、一律に経 営論を結論付けることはできないが、今後、地域 包括ケアシステムが構築されていくなかで、地域 医療を担い、かつ19床以下の制限がある有床診 療所においては、入院医療や在宅医療と需要の増 す介護サービスをコンビネーションさせて経営に 取り組む形、又は専門分野を深く掘り下げて特化 型となる形の経営が主に必要と考えられる。

3. 平成 30 年診療報酬改定・介護報酬改定について(有床診療所関係)

日本医師会常任理事 鈴木 邦彦

(平成30年度の診療報酬改定・介護報酬改定の概要について説明があった。内容は省略。)

4. 協議(質問・意見要望)

鹿児島県 主に後継者問題と経営問題で、有床診療所は減少している現状にある。地域の病床のあり方について、調整会議等でも議論されているところであるが、地方では医師が少なく疲弊しており、これから地域包括ケアを進めていく上では、介護など他施設・多職種と連携していくことが必須となり、有床診療所単独では非常に厳しい。

厚労省 二次医療圏単位で病床を考えていくわけであるが、地域包括ケアを支える病床又は医療提供体制を考えると、住んでいる地域から離れたところで療養を続けるということは、地域包括ケアの理念とは離れている。したがって、住み慣れた地域で暮らしていただけるようにどう支えていく

かを踏まえて、近隣の医療圏や中核的都市における医療のあり方を議論していただく必要があると思っている。

北海道 医療法施行規則の一部改正(有床診療所の病床設置にかかる改正)について、医療計画への記載が不要になるということは、病床過剰地域においても設置を検討することと理解する。その際の必要な機能が挙げられているが、これは開設する前では実績がないので、どのように判断するのか。

厚労省 新設の場合には、これらの機能が満たせる見込みがあるかということを含めて地域で判断いただく。基本的には各都道府県の医療審議会や調整会議の協議により認められたことは、国として細かく規制せずに運用していこうと考えている。

秋田県 有床診療所は激減傾向にあるが、その対策として診療報酬引き上げだけでは歯止めにならない。有床診療所の自由開業及びさまざまな規制緩和により、診療が行いやすい体制を構築することが今後重要だと考えている。

日医 有床診療所の新規開設については、厚労省から説明があったように、医療法施行規則の改正により、平成30年4月から緩和されることになった。完全に自由ということにはならないが、都道府県医療審議会や調整会議において、医師会から有床診が地域において果たしていく役割を十分に説明いただきたい。

秋田県 介護医療院について、これまでのように 梯子を外されることを危惧している会員も多いと 思うが如何か。

日医 これまで、いつも梯子を外すことが繰り返されている。今回は、移行定着加算があり、これは大変優遇されている。こうしたものを活用していただきたい。

厚労省 今後そのような形で進めていくと、信頼 関係という観点から、機能分化・連携は進んでい かないと思う。診療報酬、介護報酬は医師会の先 生方が入って決定されていくものであるので、国 がそのようなことをする場合には厳しく指摘して いただきたい。安心して継続していただけないと、 本当の意味での地域にあった医療介護の体制はできあがっていかないと思う。梯子を外すという政策は、過去失敗してきたと、少なくとも私はそのように認識している。

栃木県 答申にもあったが、無床化する原因の一 つに看護職員の確保が困難であることが挙げられ ている。これまでもあった課題であるが、医師会 立の看護学校、特に准看護学校の問題がある。い ろいろな団体が看護学科を増設しており、看護職 員全体としては増えている状況にある中、准看護 師だけは減少傾向にあり、それを育成する医師会 立の看護学校が非常に経営困難な現状にある。こ れらの職員が養成されなくなることから、地域医 療が破綻していかないか危惧している。日医、厚 労省とも、もう少し准看護師を養成する学校に対 して問題意識を持っていただき、何らかの形で バックアップする体制をつくっていただきたい。 **日医** これは有床診療所に限らない課題である。 この問題は、若年者の人口減少もあり、今でも人 手不足の状況がさらに4割減少するとまで言わ れている。現場では、事実上、定年の廃止という ようなことも起きている。職種や男女の働き方の 問題も含めて、働きやすい環境も整えていくなど、 いろいろな面で対応していかないといけないと考 えている。

総括

日本医師会副会長 中川 俊男 今回の診療報酬 改定は、厳しい要件を課して政策的に医療を誘導しようという "北風"ではなく、地域の医療機関がこれをしたら良いというインセンティブを働かせる "太陽"のイメージで改定を進めていくべきという方針で、概ねそのような改定になってきたと思う。

医師の地域偏在と診療科偏在はこれからの最大のテーマの一つであると思う。また、若い医師が病床を持って地域医療に参加、貢献したいということに関しては、今回の医療法改正により、届出だけでよい仕組みになった。その医療機関がある地域の輪を乱さないように、調整会議で協議いただき、連携しながら地域医療提供体制を作っていただきたい。